

様式第9号（第11条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可番号	京田辺市一廃許可収運7事第1号
------	-----------------

住所 京都府宇治市伊勢田町名木三丁目1番地の57

氏名 ホームケルン株式会社

代表取締役 国本 武

令和7年2月10日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付けて許可する。

有効期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
許可業務	一般廃棄物収集運搬業（積替及び保管を含まない） （事業系ごみ）
事業場 （営業所）の所在地及び名称	京都府京田辺市大住池島48番地の1 ホームケルン株式会社 ecoヴィレッジ
その他の条件等	1 許可業務を実施するにあたり、交通法規を遵守し、苦情がないように地域住民にも十分配慮すること。 2 許可業務及びその関連する業務に関し、京田辺市長の指示に従うこと。 3 京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入時には、京田辺市職員の指示に従うこと。 4 許可業者が関連する事故等が発生した場合、事故等が発生した地域、業務を問わず、速やかに京田辺市長に報告すること。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び第7条の4の規定に従い、京田辺市長は、許可業者がその許可に際して付した条件に違反した場合、その事業の停止を命令し、または許可を取り消す。 6 漏水のおそれのある無蓋車での事業系ごみの収集運搬は、その事業系ごみが食品残渣を含まないものに限る。 7 京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入は、臨時的に使用する場合を除き、別紙車両を利用すること。

令和7年3月17日

京田辺市長 上村 崇



別紙

令和7年3月17日

京田辺市環境衛生センター甘南備園搬入車両について

氏名 ホームケルン株式会社
許可番号 京田辺市一廃許可収運7事第1号

京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入に際し、利用できる車両等について、下記のとおり定める。

記

- 京田辺市環境衛生センター甘南備園搬入車両
 - 塵芥車 京都830い86
 - 塵芥車 京都800す7338
 - 塵芥車 京都800せ5317
 - 塵芥車 京都830せ2306
 - 塵芥車 京都830す2304
 - 塵芥車 京都830あ1412
 - 塵芥車 京都830い108
 - 塵芥車 京都830す1911
 - 塵芥車 京都830せ2406
 - 脱着装置付コンテナ専用車 京都100あ7788
 - 脱着装置付コンテナ専用車 京都130あ1109
 - 脱着装置付コンテナ専用車 京都130あ1311
 - 脱着装置付コンテナ専用車 京都130あ1411
 - 脱着装置付コンテナ専用車 京都430い1606
 - 脱着装置付コンテナ専用車 京都130さ2409
 - 脱着装置付コンテナ専用車 京都130え2208